

# 平成20年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

## 1. 公表の目的

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等（財政の健全性を判断する指標）を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告するとともに、住民に対し公表することを義務付けられました。

この法律は、地方公共団体の財政状況を住民によりわかりやすく公表するとともに、悪化した財政状況の早期是正を図り、財政破綻を未然に防止することを目的としています。

## 2. 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

### (1) 健全化判断比率

#### 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示したもの

〔算定式〕

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

<用語説明>

#### 実質赤字額

その会計における総支出額から総収入額を差し引いた額。つまり、総支出額が総収入額を上回れば、その会計において、赤字が発生することになる。

#### 標準財政規模

その地方公共団体が1年間で収入できると見込まれる一般財源（使途が制限されていない財源）を示したもの。つまり、地方公共団体の主要な財源である税収等の1年あたりの収入見込み額。

#### 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示したもの

〔算定式〕

$$\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{特別会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

#### 実質公債費比率

税収などの一般財源から支出した公債費と実質的な公債費の合算額の標準財政規模に対する割合を示したもの

〔算定式〕

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{公債費} + \text{実質的な公債費} - \text{普通交付税措置額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税措置額}} \times 100$$

<用語説明>

#### 実質的な公債費

公債費とは、地方公共団体が銀行等から借り入れた借金の返済額であるが、実質的な公債費とは、具体的には、公営企業に支出した繰出金のうち公営企業の借金の返済に充てられた額と一部事務組合に支出した負担金のうち組合の借金の返済に充てられた額を合算したものの。

#### 普通交付税措置額

普通交付税措置額とは、災害復旧事業債や過疎対策事業債など元利償還金の一部を普通交付税に上乗せして交付される額のこと。

#### 将来負担比率

一般会計が将来返済しなければならない負債（将来負担額）の標準財政規模に対する割合を示したもの

〔算定式〕

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源} - \text{普通交付税措置見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税措置額}} \times 100$$

### 将来負担額

将来負担額とは、地方公共団体自身の借金残高や設置している公営企業及び加入している一部事務組合の借金残高のうち当該団体が負担することになる金額など、将来支出予定の公債費及び実質的な公債費等の総額。

### 充当可能財源

充当可能財源とは、地方公共団体が積み立てている基金（預金）など確実に借金の返済に充てることが見込まれる財源。

## (2) 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合を示したもの

〔算定式〕

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金不足額(実質赤字額)}}{\text{事業規模}} \times 100$$

<用語説明>

### 事業規模

事業規模とは、公営企業会計における営業収益のことであり、具体的には、上下水道使用料がそれにあたる。

## 3. 本村の財政状況（平成20年度決算）

### (1) 健全化判断比率

指 標	健全化判断比率(%)	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)
実質赤字比率	-	15.00	20.00
連結実質赤字比率	-	20.00	40.00
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	24.2	35.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額がないものは、「-」と表示しました。

### (2) 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
簡易水道事業	-	20.0
農業集落排水事業	-	20.0

資金不足額がないものは、「-」と表示しました。

## 4. 算定結果

平成20年度決算に基づいて健全化判断比率を算定しましたところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率については、昨年度に比べ若干上昇したものの、早期健全化基準を大きく下回る結果となりました。

また、平成20年度公営企業決算に基づいて算定した資金不足比率についても、資金不足を発生した公営企業はなく、経営健全化基準に該当する会計はありませんでした。